

平成 24 年度 第 3 回 千葉市文化財保護審議会 議事録

- 1 日 時 平成 25 年 3 月 25 日 (月)
午後 2 時 00 分～3 時 40 分
- 2 場 所 千葉ポートサイドタワー 12 階 第 1 会議室
- 3 出席者 (委員)
岡本東三委員、萩原法子委員、段木一行委員、
長嶋栄次委員、明石昇委員、河東義之委員、
神谷睦代委員
(事務局)
原生涯学習部長
横田文化財保護室長
湖口文化財保護室主査、長南主任主事

4 議 題 議 事

- (1) 千葉市指定文化財の指定について (答申)
- (2) 千葉市地域文化財の登録候補について
- (3) 旧検見川無線送信所の文化財調査について
- (4) 加曽利貝塚出土資料の再整理について
- (5) そ の 他

5 議 事 の 概 要 議 事

- (1) 千葉市指定文化財の指定について (答申)
千葉市指定文化財の候補として、「中鹿子第 2 遺跡出土 土偶」
についての諮問に対して、諮問どおり決定することが適当であ
る旨の答申がなされた。
- (2) 千葉市地域文化財の登録候補について
千葉市地域文化財の候補として、「検見川神社の神楽・祭囃子」
について説明し、それについての意見が交わされた。
- (3) 旧検見川無線送信所の文化財調査について
平成 25 年度実施予定の旧検見川無線送信所の文化財調査に
ついて説明し、それについての意見を得た。

(4) 加曽利貝塚出土資料の再整理について

加曽利貝塚出土資料の再整理について説明し、それについての意見を得た。

6 会議経過

議長：議事に入る前に、議事録署名人として河東委員を指名する。
(委員承諾)

議事(1) 千葉市指定文化財の指定について(答申)

議長：議事の(1)について事務局より説明を願う。
(事務局が、千葉市指定文化財候補の中鹿子第2遺跡出土土偶について説明した。)

議長：この土偶は大変小さいものであるが、土偶の発生を考える上で重要な資料となっている。この件については、前回・前々回の審議会において審議し、実物も見ている。これについて採決する。千葉市指定文化財として諮問どおり決定してよろしい方は挙手を願う。

(全員挙手)

議事(1)については諮問どおり答申することで決した。それでは、答申書を教育委員会に提出する。

(審議会会長が、答申書を朗読した後、押印し、生涯学習部長に手渡した。)

議事(2) 千葉市地域文化財の登録候補について

議長：続いて議事の(2)について事務局より説明を願う。

(事務局が、市地域文化財候補である、検見川神社の神楽・祭囃子について、前回の審議会での指摘事項を踏まえて、説明を行った。)

議長：萩原委員、これは全体としてどのように位置付けたらよいか。

萩原委員：地域文化財への登録は良いことであると思う。花見川沿いの他の神楽に、祓講はあったのか。

事務局：把握していないので、調査する。

萩原委員：もしあれば、非常に面白いと思う。神楽のなんたるかがわかってくるだろう。現在、市川市の歴史博物館において開催中の企画展「年中行事と祭り」では、昭和40年代まで行われていた

葛飾八幡宮の十二座神楽の面を一同に展示した。神楽で使っていた面と祭囃子で使っていた面が混ざっているのも、今後調べて分類する予定である。今は、神楽はやめてしまうケースも多いので、頑張って続けてほしいという意味でも、地域文化財への登録は良いことであると考えている。

議長：段木委員、いかがか。

段木委員：資料の中に、千葉神社の神楽について、大正十三年に稲毛浅間神社から伝わったという旨の記述があるが、妙見社、すなわち千葉神社の神楽は、江戸時代の記録が残っており、それによれば、系統が違うと思う。神楽の構成や舞手についての資料もある。古文書が千葉市郷土博物館にあるはずなので、調べておいたほうがいい。

事務局：調査する。

萩原委員：前回の審議会の中で段木委員より「古い神楽は動作がゆっくりで、新しいものは動作が速い」という指摘があったが、神がかりをして託宣をするという一番古い形の神楽はものすごく速い。自分が学生時代に見た、島根県の神楽などは、神がかりをしているので、非常に速かった。したがって、かならずしも古いから動作がおそい、というわけではないことを補足しておく。

河東委員：説明文の（５）（７）の記述が祭囃子→神楽の順になっているが、名称は神楽・祭囃子であり、さらに神楽の方が祭囃子よりも古いので、神楽→祭囃子の順に直したほうが、分かりやすいのではないか。

事務局：そのように修正する。

議長：この検見川神社神楽囃子連は、郷土芸能保存協会に加盟しており、今後も継承していこうという熱意があると思う。地域文化財登録としては、由来については若干の問題があるにしても、継承し地域に残していくという意味では必要があると思う。郷土芸能保存協会加盟の他の神楽連が、地域文化財登録の申請をしてきたとき、事務局の方針としては、どう対応するのか。

事務局：郷土芸能保存協会に加盟している神楽連・囃子連には、江戸時代から続く古いものもあれば、一度途絶えてしまい昭和５０年代に復活した新しいものもある。比較的新しいものや一度途絶えてしまって起源が不明となっているものなどは、現時点で

は地域文化財の候補にならないと考えている。

議 長 : 前回も議論になったが、やはり一定の基準が必要である。古文書や神楽の担い手を示す石碑、あるいは年代のわかる楽器がある、といったような基準を設けておかないと、申請があればすべてを受付けなければならないため、事務局が大変である。

この件については、次年度の審議会でもう一度議論し、諮問答申を行うような流れとしたい。今回は、事務局の方で調べた結果、文化財としての内容が明らかになってきた、というところでとどめる。

議事（３）旧検見川無線送信所の文化財調査について

議 長 : 続いて議事の（３）について事務局より説明を願う。

（事務局が、旧検見川無線送信所の文化財調査について説明し、意見を求めた。）

議 長 : 河東委員に、この調査及び全体の保存に関する意見をうかがいたい。

河東委員：私は平成２２年度の現状調査にかかわった。当時は市の方針として、あくまで現状調査・耐震調査であり、保存するか否か、あるいは文化財の価値があるかどうかなどは、抜きにしてほしいということであった。そのため、現状のままで構造的に問題ないかどうかを調査したが、結果的には、見かけよりははるかに安定しており、修理は必要であるが十分に活用できる、ということであった。この結果を受けて、来年度に文化財調査を行うということであると思うが、１歩か２歩前進したかな、という印象である。

この建物は、近代建築史を専門としている者には、結構知られている。戦前の、特に大正から昭和初期のあたりを中心に、各官庁の営繕組織ができあがるが、すべての官庁の中で突出して優れた建築家を生み出したのが、逓信省であった。これは他の各省庁の建築家も認める場所であった。この伝統は戦後まで続いていくのだが、最も優れた建築家を擁し、時代を先取りした新しい建築を作り続けてきたのが、逓信省の営繕課であった。これについては、若い優秀なスタッフに好きなようにさせ

た管理職の力量がすばらしかった、という見方がある。大正期の建築家である岩本禄は、東京帝国大学を卒業後数年しか通信省に在籍しておらず、作品は3つしかないが、その一つである京都の西陣電話局は、現在、重要文化財に指定されている。彼は、その後、東京帝国大学に呼び戻されて助教授になったが、一度も講義をせずに28才で亡くなった。この岩本禄を継いだのが、旧検見川無線送信所を設計した吉田哲郎である。その後、山田守、戦後活躍した小坂秀雄、というように続いていく。

これらの通信省の建築家は、関東大震災の復興において、東京・横浜の橋のデザインを担当した。清洲橋、永代橋そして聖橋は、すべて通信省の建築家がデザインしたものである。震災後、通信省の中心となっていた吉田哲郎は、大正から昭和初期にかけて、日本で最も活躍した建築家の一人であったといえる。

この旧検見川無線送信所は、モダニズムに至る直前の様式である。このことは、おそらく報告書のなかで定義しなければならないと思う。吉田は、ドイツの建築家の影響を強く受けており、ドイツ語で日本の建築の本を出している。窓のアーチのデザインは、コンパスを何回もつなぎ合わせた独特のデザインであり、これはドイツ表現派の特徴である。その後、モダニズムが確立する。モダニズムの初期の代表作は、この間、保存をめぐって、鳩山元総務相と日本郵政とが対立し、話題となった東京中央郵便局である。残念ながら、この作品も名作であると建築界では言われており、保存を求める要望を出したが、外観的には四角い現代建築とあまり変わらないし、派手な装飾があるわけでもないため、なかなか一般の人には理解してもらえなかった。その結果、前面のワンスパンだけ除いて壊されてしまった。

旧検見川無線送信所は、このモダニズムに至る前の作品である。震災復興時の東京の小学校も、初期のものは、この作品と同じように、角が丸いといったドイツ表現派の影響を受けている。その後、四角い豆腐を切ったようなモダニズムになっていく。この作品は、大正末期から昭和初期の数年間で変遷していく日本の近代建築の流れも端的に表しているため、価値は十分にある。そのため、他の所有者であるならまだしも、市の所有

物であるのに、千葉市はなにやっているのだ、宝の持ち腐れをいつまで続けるのか、といったような話も耳にしている。

そのような意味では、ここで文化財としての価値をはっきりさせ、活用をどうするのかをきちんと議論しておけば、将来に禍根を残すことは、おそくないだろうと思う。千葉市は、これだけの大都市でありながら、建造物の市指定文化財が実質的には2つしかない。指定が少ないだけで実際には良い物が多くあるのだが、それでも、近代建築は比較的少ないので、大事にしないではいけないと思う。

議長：事務局としては、平成27年度からの計画に、この建物の保存と活用を織り込みたいということであろう。そのために、文化財調査を行って利活用の方針等を説明できるようにしたい、という考えだと思う。河東委員、これは市の文化財になるのは当然として、国の文化財にもなるような価値のある物なのか。

河東委員：将来的にはあると思う。

議長：では、国の文化財になるような物であるならば、利活用も含めた議論は、市の中だけにとどまらなくてもいいのではないか。

河東委員：国の文化財としての議論をするためには、まず、市できちんとした文化財調査をしないと話にならない。

議長：それはそうだ。近代化遺産となるのか。

河東委員：それぐらいの価値はある。

議長：ここは、建物だけでなく土地自体も千葉市の所有なのか。

事務局：そのとおりである。

議長：この送信所があるために、保存の関係で、他に活用できないでいるのか。

事務局：この土地は、中学校用地として取得した。もし中学校を作るという話になっていたら、この建物はどうなっていたかわからない。現在、この地域は区画整理を行っている。

当時は、ここの人口が増えるとともに子どもが増えて、中学校が必要となるだろうということで準備をしたのだが、確かに人口は増えたが、想定したほど子どもが増えなかったので、中学校としての必要性がなくなったため、中学校用地としての用途を解除した。その結果、残ったこの建物を、どうするかという話になった。

現在は、この土地の利活用を含めたなかで、この建物の価値を見出した上で、次の市全体の実施計画の中に位置付けて進めていきたいと我々は考えている。

議長：この場所は、新検見川駅から徒歩でどのくらいかかるのか。

事務局：１０分くらいである。

議長：１０分で行けるならば、利便性はある。

河東委員：現状は、周りが住宅地になっている。

事務局：ここの部分は、今申し上げたとおり、中学校用地として相当広い面積をとっている。全部は使えないと思うが、一部は使えるだろうし、隣には公園を作る予定になっている。

河東委員：活用することも併せて、現状を考えていく必要がある。

議長：ただ単に公園を整備するというのではなくて、この建物とマッチしたような計画が立てられれば一番良いと思う。

河東委員：現状は、相当ひどい状態である。建物の一部は、鉄筋がはみ出ていたりするので、一般の方には、このままで大丈夫なのか、と思われる。

議長：修理は必要である。

長嶋委員：現状はとても汚い。

河東委員：おそらく近い将来改修すれば見違えるような状態になるだろう。しかし、現状は、窓に侵入を防ぐための鉄板が溶接ではられていたり、壁がはげ落ちて鉄筋が見える部分があったりと、一般の人が見たら、無いほうが良いと思う方もいるかもしれない。

議長：国の指定文化財になれば、その修理費用の補助はでるのか。

河東委員：補助の制度はある。一般的には半額である。

議長：極力負担が少なく、素晴らしい活用ができるような将来象が描ければよいが。

河東委員：ただ、国の指定を受けるのは、千葉市できちんと整えた後のことである。

議長：財政的に厳しい状況であるので、補助金の制度を活用できればと思った。いずれにしても、いつまでもこのまま放っておくわけにはいかない。

河東委員：放置すればするほど、傷んでいる部分は傷みが早まる。

議長：他に意見はあるか。

萩原委員：修理をするための予算は組んでいるのか。

事務局：まだ予算は組んでいない。今回の調査結果及び地元の方の要望をふまえて、次の実施計画の中に位置づける際に、修理も含めた全体の予算計画を策定する予定である。

萩原委員：その辺りは、なるべく早くしなければならない。

事務局：会長から発言があったとおり、千葉市は今、本当に財政が厳しく、一般財源がなかなか出せない状況になっている。予算獲得のためには、いろいろな裏付けをとっておかないと財政当局と交渉ができない状況である。

河東委員：この建物を活用するということであれば、国登録文化財の制度も考えられる。国登録文化財の活用型の場合には、確か2～3千万はつくと思う。

議長：市の財政が厳しい折なので、事務局で一度どのようなことができるのかを調べて、使える制度は使うような形で進めていってほしい。いつまでもこの空き地をこのままにしておくわけにはいかない。

事務局：ただ、ここは、区画整理としては最後に整理する地域になっており、その進捗状況と整合をとりながら進めていかなければならないという問題もある。このことについては、関係課と調整しながら状況を報告させていただく予定である。

段木委員：以前の審議会でも一度現地を見て、意見をだしている。

神谷委員：10年前、私が大学院に在籍していた時、美術教育において、長田謙一というドイツの表現主義を専門としている先生がおり、その授業で「カリガリ博士」という映画を見た。その映画の背景にでてくるのが、ちょうどドイツ表現主義的なモダニズムであった。長田先生は、建築にも通じていた方で、学生を連れてこの建物をみんなで見に行ったが、ガラスが割れていてちょっとお化け屋敷のようであった。

ただ、10年くらい前に、栃木県立美術館の学芸員の方などをよんできて、地域おこしの意味で検見川無線送信所のワークショップをやった。美術的・アートの発信地として、市民ギャラリーもしくは図書館などの文化的な施設とタイアップして、この建築を守っていくという話であり、非常に有意義であると思った。ここで、注目を今一度あびてしっかりと保存されて、

それが引き継がれていくということは、未来的に非常に大きな意味があると思う。聞いていて大変うれしく思った。個人的になのだが、千葉市のために良いことなのではないかと思い、勉強になった。

河東委員：この建物は、鉄筋コンクリートであり、構造さえきちんとしていれば安全である。関東大震災後の鉄筋コンクリートは一番安全である。逆に一番危険なのは昭和30年代から40年代の前半くらいに造られたものである。震災後は、恐る恐る建てているので必要の倍くらいの鉄筋を入れたりしている。しかもこの建物は、当時のトップの組織である逓信省が造っているので、安全性は非常に高い。これは硬い建物なので、木造の軟い構造に比べて、中の利用方法はかなり考えられると思う。

議長：利用については、この建物だけでなく、周りの環境・景観も含めて、もうちょっと大きな範囲の活用を考えないといけない。それがどのようになるのかは別にしても、公園を整備する計画もあるので、それらと合わせて全体の土地の活用を考えていくべきである。その辺りも含めて、これからの調査で方針を出してほしいと考える。

長嶋委員：地元の人たちからは、この場所に関して、例えば汚いなどといった、非難するような声はあがっていないのか。

事務局：地元、すなわち検見川町内会の方々は、保存と活用のための会合を開いている。我々も説明に行っているので、その場でいろいろな要望はだされている。

長嶋委員：地元としては、この建物を含めた場所を活用する要望があるということか。

事務局：そのとおりである。この地域に、地域の方々が集まれるような場所がほしいとか、高齢者が集えるような場所がほしい、などといった要望は受けている。それがそのとおりできるかどうかは別として、要望としては受けている。このような要望を含めたなかで、市の本庁が全体計画を考えていくことになるが、事務局としては、この建物について「このようなものである」という提案はしていかないといけない。

議長：この件については、来年度を中心に事務局で検討して、また報告してほしい。

議事（４）加曽利貝塚出土資料の再整理について

議長：続いて議事（４）加曽利貝塚出土資料の再整理についてである。これは、特別史跡指定を目指して出土資料の再整理の予算をつけてもらって、来年度２年目を迎える予定であるが、これについて、事務局からの説明を願う。

（事務局が、加曽利貝塚出土資料の再整理について現在の進捗状況などを報告した。また、３月下旬に行った加曽利貝塚の限界確認調査について説明した。）

議長：今回調査したところは、開発に伴って調査したというものではなく、保存のための調査ということか。

事務局：そのとおりである。今回調査区と平成２６年度予定地区とを合わせた部分が、今現在、特別緑地保存地区になっている。「縄文の森特別緑地保存地区」という名称で、緑地として保存するというのが市の方針で決まっているため、開発に対しては規制がかかっている。今回と平成２６年度に、限界確認調査を行って、今までの史跡に指定されている加曽利貝塚の北側が、どこまで延びるか、ということを確認し、その結果によっては、将来的に追加指定にもっていきたいと考えている。

議長：私は個人開発だろうと思ったが、そうではなく、史跡の範囲がどこまでかということ、自主的に調査するという趣旨であり、今後追加して指定の範囲がひろがる可能性がある、という状況である。これについてなにか意見はあるか。

（特になし）

（続いて、事務局が加曽利貝塚の特別史跡指定に向けた、平成２４年度の取り組みおよび、今後のスケジュールについて説明した。）

議長：加曽利貝塚の特別史跡指定にむけての取り組みについては、旧検見川無線送信所も同様であるが、事務局の中だけでとどまるのではなく、市長部局や地元の方を巻き込んで、検討委員会などを作って、どのような構想にするのか、という将来象を打ち出していくべきであろうと思う。事務局だけで進めていると予算がないということで、頓挫してしまうことも考えられる。

今はただ特別史跡にするということで進めているわけだが、旧来とは違った展望が開けるような利活用を打ち出した上で、

特別史跡の申請をしなければ、こんなものはだめと言われて却下されてしまうだろう。作った方がいいかどうかという問題はあるが、今すぐというわけではないにしても、専門家だけでなく市長部局や地元の方も巻き込んで、ある程度の方針を出してもらうことも必要だろうと、私は前から思っている。事務局も忙しくて大変であろうが、一度検討してもらいたい。

事務局：平成25年度、集客観光課に集客プロモーション担当課長という役職が新設される。主に観光を担当することになるが、この担当課長に、加曽利貝塚の観光面について相談していく。全体的な構想をどうするかについては、市長部局の関係各課とともに検討していく予定である。

議長：事務局だけでは大変だと思うので、そのような第三者を巻き込んだ方がよい。

事務局：市の内部においては、本庁の関係各課も取り込んで検討し、また外部においては、観光協会、モノレール会社、そして住民の方々も含めて協議し、構想・計画を考えながら進めていきたい。

議長：ぜひお願いしたい。仕掛けが重要だと思う。北海道の小さい水族館で、水面に氷を張らせるなどの展示を工夫したことで、集客力がでてきたという事例もある。旧来的な発想だけでは、うまくいかない面もあるだろうから、様々なところからアイデアを集結して特別史跡を目指してほしい。

事務局：市長・副市長を含めた会議を通して、市長も認識しているし、副市長からも、市長部局に対して指示がでている。我々は、今までどうしても観光的な面やアピールする面が弱かったという状況があるので、そういったものを取り入れた中で、進めていきたいと考えている。

河東委員：最近は、史跡、名勝や建造物もそうだが、保存管理計画というものを作るようになってきている。東京都が管理している国指定の文化財については、すべて保存管理計画を策定している。

例えば、特別名勝浜離宮恩賜庭園については、中長期的な今後の整備計画を策定している。何年後にこれを復元していくといったスケジュールや、管理をどうするかといったことや、バリアフリーの問題、さらには観光面などを含めた保存管理計画

を作っている。そこには、庭園の歴史や特徴も前段に入れている。

加曽利貝塚の場合だと、今までの膨大な調査の蓄積があるので、それについての報告書をまとめていくことが一つあると思う。もう一つは、将来計画や管理のこと、そして、今話に出た観光的な要素も含めた保存管理計画を考えていくとよいと思う。計画策定に関しては、少額であるが文化庁からの補助がある。

議長：特別史跡になったから人が来るとか、世界遺産になったから人が来るとか、そのような幻想を持っていると思うが、決してそういうことはない。その中身で売っていくことや、アピールしていくことを考えないと、こんなものは特別史跡にならない、と言われてしまったらそれで終わってしまう。せっかくここまでもってきたのだから、頑張って進めてほしい。

今回は市の指定の件があったが、私は考古専門なので、遺物なども良いと思うが、神社建築などの建造物や民俗芸能など、他にも様々なものがあるので、目を配ってほしいと思う。指定は、予算がなくても文化財を後世に残していくことのできる唯一の手段なので、忙しいと思うが、全体的にもう少し色々な文化財の指定を進めてほしいと思う。

他になればこれにて議事を終了する。

(担当課) 千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課

電話 043-245-5962